公共施設等の登記

新たに設置された公共施設は、工事完了公告の翌日に、その管理者に帰属されることになります。事業主はできる限り速やかに登記嘱託申請書に必要書類を添え市に提出してください。市はそれを受けて所有権移転登記を行うことになります。

登記依頼書の提出にあたっては公共施設の管理者と十分な協議を行った上で、建築開発課に提出してください。

土地の表示及び所有権保存嘱託登記依頼書

 　　 　　　　 　　　　年　　月　　日

（あて先）本　庄　市　長

 開発行為者

住　所

 　　　氏　名

 都市計画法第４０条第１項の規定により、別紙記載の従前の公共施設の土地の帰属を受けたいので、事前に土地の表示及び所有権保存の嘱託登記をお願い致します。

 添付書類

 １ 公共施設の管理、帰属に関する協議書の写し

 ２　従前の公共施設の位置、形状を表示する図面

 ３ 土地利用計画図

 ４　公図写し、地積測量図、座標一覧表

 ５　開発許可通知書の写し

所有権移転嘱託登記依頼書

 　　 　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）本　庄　市　長

 開発行為者

住　所

氏　名

 土地所有者

住　所

氏　名

 都市計画法第４０条第　項の規定により、別紙記載の土地を帰属するので、所有権移転の嘱託登記をお願い致します。

 添付書類

|  |
| --- |
| １ 公共施設の管理、帰属に関する協議書の写し ２　従前の公共施設の位置、形状を表示する図面３　座標一覧表（公共座標を用いたもの）４　土地利用計画図５　登記事項証明書（土地）、公図写し、地積測量図６　土地登記承諾書、印鑑証明書、登記原因証明情報、資格証明書 |